第

5 1 4 1

号

REÂDAS リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2015年)平成27年 1月 9日 金曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所(編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

△ 海外勤務者に対する賞与に係る源泉徴収

Q:海外支店に転勤した社員に対する賞与に係る所得税は、源泉徴収する必要がありますか?

A:国内勤務期間に係る賞与があれば、原則として源泉徴収が必要になります。

【解説】

海外支店に転勤となり国外に1年以上居住 することとなった人は、非居住者として扱わ れます。

そして、非居住者に対して支給する給与等 については、国内において行った勤務に対し て支給されるものがあれば、その部分の金額 については国内源泉所得として課税の対象に なることとなっています。したがって、賞与 の支給期間について、国内勤務に係る期間と 国外勤務に係る期間とがある場合には、勤務 期間で按分して国内源泉部分を算出して、そ の部分について源泉徴収(税率20.42%)するこ ととなります。なお、例外的に、非居住者と なった日以後に支給する給与等のうち、その 計算期間が1ヶ月以下であるものについては、 その給与の全額が国内勤務に対応するもので ある場合を除き、その全額を国内源泉所得に 該当しないものとして取り扱うことも認めら れています。

また、国外で役員となっている者に対する 給与等は、法人の所在地のある国で課税する こととなっていますことから、この給与等に ついては、すべて国内源泉所得として源泉徴 収(税率20.42%)することとなります。







